地整備事業、自転車駐車場・自転車道整備事業、駐車場整備事業、都市拠点総合整備事業、児童公園等整備事業、大規模公園等一体整備促進事業、港湾緑地一体整備促進事業、植樹・植栽等緑化事業、街並み整備事業、住宅宅地関連整備事業、公共交通拠点等基盤整備事業をいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（ただし、電線類地中化事業にあつては総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{11} = 0.024$

$C_{12} = 0.025$

$C_{13} = \underline{0.019}$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=11}^{17}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{11} = 0.018$

$C_{12} = 0.019$

$C_{13} = 0.019$

$C_{14} = 0.013$

$C_{15} = 0.013$

$C_{16} = 0.013$

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅹ

$$\frac{\sum_{n=11}^{30}(B_n \times C_n)}{533\text{円} \times A}$$

地整備事業、自転車駐車場・自転車道整備事業、駐車場整備事業、都市拠点総合整備事業、児童公園等整備事業、大規模公園等一体整備促進事業、港湾緑地一体整備促進事業、植樹・植栽等緑化事業、街並み整備事業、住宅宅地関連整備事業、公共交通拠点等基盤整備事業をいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（ただし、電線類地中化事業にあつては総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{11} = 0.024$

$C_{12} = 0.025$

$C_{13} = \underline{0.020}$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=11}^{17}(B_n \times C_n)}{560\text{円} \times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{11} = 0.018$

$C_{12} = 0.019$

$C_{13} = 0.019$

$C_{14} = 0.013$

$C_{15} = 0.013$

$C_{16} = 0.013$

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅹ

$$\frac{\sum_{n=11}^{29}(B_n \times C_n)}{560\text{円} \times A}$$